

資源·燃料分科会報告書 のフォローアップ

平成28年2月 資源エネルギー庁 資源・燃料部

資源・燃料分科会報告書でとりまとめた課題とその対応の方向性

● 平成27年7月にとりまとめた資源・燃料分科会報告書では、石油・天然ガス政策、石炭政策、鉱物資源政策の課題と対応の方向性について下のようにとりまとめた。

【石油・天然ガス】

海外からのエネルギー資源 供給の不確実性への対応

災害時に備えたエネルギー 需給体制の確保

エネルギー供給を担う産業の事業 基盤の再構築

【石炭】

安価で安定的な供給の確保

環境に配慮した石炭利用の推進

日本の低炭素技術の海外展開

【鉱物資源】

鉱種ごとの実態を踏まえた戦略的 な安定供給確保策の構築

鉱物資源の安定供給を担う 非鉄精錬事業者の事業環境の整備

- ・燃料種の多様化と各燃料種のリスク低減、調達価格の低減 及び燃料利用のあり方
- 海外からの供給途絶に対応した需給体制の構築
- ・緊急時需給調整・ロジスティクスの円滑化
- 供給インフラの体制強化
- ・石油産業・LPガス産業の事業基盤強化
- ・地域の生活・経済を支える事業の維持・強化
- ・公正かつ透明な市場形成
- ・調達先の多角化等の検討
- ・低品位炭の利用拡大の技術開発
- 石炭火力の高効率化、低炭素化の推進
- ・CO2分離・回収・有効利用の技術開発
- ・新興国等における高効率石炭火力導入による地球規模の環 境負荷軽減への貢献
- ・高効率石炭火力の海外展開の普及・促進
- ・鉱種ごとの実態把握
- 戦略的な供給確保策の再構築
- ・精鉱中の不純物増加等への対応
- ・資源分野における規制の強化への対応
- ・電力価格の高騰への対応
- ・人材育成・確保の推進

1

資源・燃料分科会報告書(平成27年7月)に上げられた論点の整理及びそれに関する取組

石油・天然ガス政策 2. 海外からのエネルギー資源供給の不確実性への対応

| (1) 燃料種の多様化 | と各燃料種のリスク低減、 | 調達価格の低減及び燃料利用のあり方 |
|-------------|--------------|-------------------|

| | | 各燃料種のリスク低減、調達価格の低減及び燃料利用のあり 1885-08848 | |
|------|---------------------------|--|---|
| | 項目 T | 現在の取組 ・米国において、原油輸出が約40年ぶりに解禁され、調達先の多 | 今後の取組 |
| | 調達先の多角 化 | ・木国において、原油輸出が約40年ふりに解禁され、調達光の多様化に向けた環境がより整備された。 ・チョークポイントを通過しない国からの供給として、例えばロシアから昨年は前年比約2万BD増加の約30万BD(2015年確報値)を輸入。 | ・引き続き、輸送日数が比較的短く、チョークポイントを通過しない輸入が可能な地域を中心に調達先の多角化を推進。 |
| | 上流権益の獲 得と資源国と の関係強化 | ・主要な中東産油国との間でハイレベルでの積極的な資源外交を展開。特に2018年に権益期限となるアブダビ海上油田については、権益を保有するアラブ首長国連邦政府側の要人らと政務による活発な意見交換等を通じ、関係を強化。 ・資源国と我が国の強みを活かした医療、教育、人材育成等のソフト面での協力を深化。 ・我が国企業による上流権益獲得に対する支援として平成28年度予算案に625億円を計上。 | ・調達先の多角化を進めるとともに、依然として大きな埋蔵量と 生産量を有する中東諸国との間で日本の強みを活かした関係強化 を図るとともに、重要権益の再獲得に向けた努力を継続。 |
| 石油 | 国内資源開発 | ・海洋基本計画に基づき、「資源」による三次元物理探査を実施。また、昨年8月には山口・島根沖において、石油・天然ガスの賦存状況を確認する基礎試錐調査に向けての事前調査を実施。 ・国内石油天然ガス基礎調査のため、平成28年度予算案において約166億円を計上。 | ・我が国に存在する国内資源は最も安定的な供給源であることから、「資源」による三次元物理探査を引き続き実施し、引き続き国内資源の開発に取り組む。 ・来年度は島根・山口沖で基礎試錐を実施する。 |
| | 陸運・海運等 | (LPG) ・LPガス自動車に関し、平成27年度予算で約500台の災害対応用 LPガス自動車の導入を支援を実施。 (バイオ燃料) | (LPG) ・災害対応用LPガス自動車の導入に対する支援を、引き続き予算措置にて実施予定。 ・LPガス自動車の本格的な普及に向け、海外(特に普及が進んでいるヨーロッパ)におけるLPガス自動車の普及の背景、実態を調査を実施予定。 |
| | を中心とする 運輸部門の燃 | ・エネルギー供給構造高度化法によるバイオ燃料の導入については、順調に目標を達成してきており、平成28年度以降は新たに関税措置を導入する等、事業者による目標達成の支援。 (GTL) | (バイオ燃料) 現在の目標が2017年度までとなっているため、今後、2018年度以 降の目標とともに、現行制度で改良すべき点等について、事業者 とともに検討。 |
| | | ・トルクメニスタンにおいて、JOGMECと同国関係機関との間で、 JAPAN-GTLプロジェクト実施へ向け協力覚書を締結。 | (GTL) ・JAPAN-GTLプロジェクトにかかる官民会議を開催し、トルクメ ニスタンに提案する案を検討。 |
| | 調達先国の多 角化 | ・豪州をはじめとする我が国企業が開発に携わる大型プロジェクトへの支援を実施。 ・本年にも輸入が開始される米国からのシェールガス由来のLN Gプロジェクトの着実な実施のため、働きかけを行った。 ・我が国企業が関与するプロジェクトが着実に実施されるよう働 | ・引き続き我が国企業が関与するプロジェクトが着実に実施されるようハイレベルでの働きかけを行う。 |
| | 上流権益の獲 得 | きかけを実施。 ・我が国企業による上流権益獲得に対する支援として平成28年度 | |
| | コストの低減 | ・LNG産消会議を活用し、産ガス国との情報共有を図るとともに、仕向地条項の緩和・撤廃等によるより柔軟で流動性のある取引市場の構築を働きかけた。 (メタンハイドレート) | ・LNG産消会議をはじめとする国際会議等の場を通じて、より 柔軟で流動性のある市場の構築に向け、働きかけを実施してい く。 |
| 天然ガス | | ・砂層型については、第二回海洋産出試験の実施場所を愛知・三重沖に決定。 ・表層型については、隠岐周辺、上越沖の調査海域に存在する3 箇所のガスチムニー構造において、合計約30箇所で地質サンプル取得のための掘削調査を実施。 ・メタンハイドレート開発促進のため、平成28年度予算案において130億円を計上。 | (メタンハイドレート) ・平成30年代後半に、民間企業が主導する商業化に向けたのプロジェクトが開始されるよう、国際情勢をにらみつつ、技術開発を進める(平成30年度を目途に進める。)。 ・砂層型については、来年度、第二回海洋産出試験を実施する。 ・表層型については、取得された地質サンプル調査等を分析し、 資源量の評価等を行う。 |
| | 国内資源開発 | ・海洋基本計画に基づき、「資源」による三次元物理探査を実施。 ・国内石油天然ガス基礎調査のため、平成28年度予算案において | (構造性天然ガス) ・海洋基本計画に基づき引き続き、「資源」による三次元物理探査を実施。 ・来年度は島根・山口沖で基礎試錐を実施する。 |
| | | | (水溶性天然ガス) 業界および有識者からなる「水溶性天然ガス田の生産に係る技術 検討会」においてとりまとめた、かん水還元強化技術の調査・試 験を実施予定。 |
| | ガスセキュリ ティ向上に係 る取組 | 発展に向けた議論を実施し、会議総括文書を取りまとめた。 | ・本年我が国で開催するG7エネルギー大臣会合やLNG産消会議 等の国際会議の場を活用し、LNG市場の柔軟で流動性のあるLNG市 場構築のため、仕向地条項の緩和等の働きかけを実施していく。 |
| LPガス | 調達先国の多 角化 | ・平成25年度に10%であった米国のシェアは、平成27年度の上半期には約20%となり、増加傾向を維持(中東依存の低下)。 ・価格面では、船賃を含めた日本到着価格でも、中東産と米国産での価格差が縮小している。 | ・引き続き、米国を始めとする中南米等チョークポイントを通ら ない国からの調達を進めていく。 |

(2) 海外からの供給途絶に対応した雲給体制の構築

| <u>(2) 海外からの供給</u> 迓 | 『絶に対応した帯船体制の構架 | |
|----------------------|-----------------------------------|--|
| | ・我が国は、2015年11月末現在、IEAが求める90日分の保有義 | |
| | 務を十分に超える、国家備蓄97日分、民間備蓄74日分、産油国共 | ┃・今後も、国家備蓄・民間備蓄・産油国共同備蓄全体として、 Ⅰ ┃ |
| 今後の石油備 | 同備蓄2日分の計173日分を保有。 | EAが加盟国に求めている90日分の保有義務を十分に超える石 |
| 蓄総量、国家 | ・「産油国共同備蓄」について、平成26年にUAEとの間で当該 | 油備蓄量を維持。 |
| | | ┃・2016年6月に更新期限を迎えるサウジアラビアとの共同備蓄事 ┃ |
| | | 業に係る覚書について協議。また、産油国との関係強化等の観点┃ |
| 同備蓄の量的 | ・備蓄水準については、石油輸入依存度や海外情勢等も踏まえな | から、対象国の増加についても検討。 |
| 構成の考え方 | がら、毎年度石油備蓄目標の策定に当たって見直している。民間 | 単に需要減少に合わせて、備蓄量を減少させるのみならず、他 |
| | 備蓄の基準備蓄量の在り方についても、事業者と意見交換を重ね | 国との協力も含めた有効活用について検討。 |
| | ている。 | |

| 石油備蓄 | 国家備蓄石油 管理上の課題 への対応 | ・国家備蓄石油の油種構成を我が国の輸入原油構成割合に近づけるため、平成13年度より、重質原油を売却し、軽質原油を購入する油種入替作業を進めている。 (国家備蓄原油全体に占める割合平成13年度:重質原油19%、軽質原油15% →平成26年度:重質原油15%、軽質原油25%) ・国家備蓄基地の保守計画の見直し、調達の改善等を図り、事業の効率化を進めている。 | ・国家備蓄石油における重質原油の割合を10%まで下げることを目標とし、油価の動向等を勘案しながら、着実に油種入替作業を進める。 ・国家備蓄基地に関する次期(平成30年度より)操業サービス会社の一般競争入札に向けて、市場化テストの導入等を通じて、入札の競争性を高め、コストの低減を図る。 |
|------|------------------------------------|--|---|
| | | ・ASEAN各国の石油部局の局長、課長を対象とした石油セキュリティキャパシティビルディング研修をそれぞれ平成27年6月、11月にJOGMECと共に実施。 | ・当該研修を通じて各国から要請のあった内容について精査し、 二国間協力につなげていく。 ・平成28年はカンボジアから石油下流分野における関連法令策定 の支援要請があったことを受け、同年3月、当庁職員による日本 の石油備蓄法、品確法の説明会を実施する。また、ERIAを通じた 法令策定のための実務支援を行う。 ・アジアにおける緊急時石油融通の枠組み構築に向けた取組を実 施。 |
| | 緊急時の石油 優先供給・需 要抑制に関す る考え方 | ・需給適正化策の具体的運用方法や一般世帯や重要インフラ等が 必要とする油種や需要量等の把握、情報共有の方法について検 討。 | ・引き続き、需給適正化策の具体的運用方法等について検討。 |
| LP: | ガス備蓄 | ・国家備蓄は、備蓄基地の効率的な運営を行いつつ、平成28年度に約135万トンに積み増す予定。 ・民間備蓄の見直しについては、石油・天然ガス小委員会中間報 告書で提示された事項について、日本LPガス協会が検討の場を立 ち上げ、検討をしている。 | ・国家備蓄については、我が国のLPガス輸入における中東依存の高さや供給途絶リスクを踏まえ、引き続き、基地の合理的な運用を進めながら、適切な備蓄量での万全の備えを維持。 ・民間備蓄の見直しについては、石油・天然ガス小委員会中間報告書で提示された事項について、引き続き、日本LPガス協会で検討。 |
| 天然 | ガス貯蔵 | ・平成27年に明確化した法解釈のもと、事業者による短期的な圧入・生産試験を実施。 | ・引き続き、事業者の実証事業の実施・結果やニーズ等を注視。 |

3. 災害時に備えたエネルギー需給体制の確保

| | | ルギー需給体制の確保 ロジスティクスの円滑化(主にソフト対策) | |
|----------|---|---|--|
| () STOP | 国家製品備蓄 の全国分散蔵 置、備蓄の効 果的な放出と リスク・コ | ・平成26年度に全国需要約4日分の国家備蓄石油製品の蔵置を完 了。現在、各地域で需要約4日分を満たすよう蔵置量のバランス を整理。 | ・各地域に需要約4日分の国家備蓄石油製品の蔵置については、 平成28年度完了見込み。 ・事業者ヒアリングの結果及び業界団体関係者等との議論を経 て、災害時の石油備蓄放出に係る具体的な手続を定める。 |
| | 考え方の整理 | ・燃料の緊急供給要請の優先順位付けの考え方について、関係省 庁間等で検討。 | ・優先順位付けの考え方は、災害が発生する場所(孤立地域、離島等)、発生する時期、被害の程度等様々な要因によって異なり、その都度、実際の被災状況を踏まえ検討すべきものであり、 事例を積み重ねつつ、体系化を目指す。 |
| | 石油需給適正化法発動時の需給管理・優先供給に関する考え方 | ・激甚災害により、需適法の要件である「国内の石油の供給が大幅に不足し、若しくは不足するおそれ」がある事態に陥る可能性、及びその際の優先順位の考え方について、過去の震災等の例を参考に検討。 | ・引き続き、検討を行う。 |
| | での「自衛的 | ・平成26年度に社会重要インフラを対象に、燃料備蓄の状況等についてアンケート調査を実施。資源エネルギー庁及び石油業界において、備蓄燃料の品質劣化対策や長寿命化対策を調査・検討。・平成27年度予算において、自衛的備蓄の促進を目的として「石油製品利用促進対策事業」を実施。・震災時の経験をもとに、福島県石商を中心として全国で満タン運動を実施。自衛的備蓄とともに、平時からの備えとして周知。 | ・アンケート調査の結果を踏まえ、自治体及び需要家に対して、 自衛的備蓄の必要性及び品質劣化に係る留意事項等について周知。 ・引き続き、平成28年度予算案についても、「石油製品利用促進対策事業」を計上。本予算を活用し、社会的重要インフラに対してタンクや非常用発電機等の設置を支援予定。 ・防災に関する説明と併せ、自衛的備蓄としての満タン運動等の需要家側の備蓄を推進。特に津波等による複合災害が予想される地域において重点的に実施。 |
| 石油 | 石油精製・元 売会社の「系 列BCP」の 格付け評価と 不断の見直し | ・石油元売各社に対して昨年度までの格付け評価を踏まえた系列BCPの見直しを促しつつ、年度内にその見直されたBCPの内容について、有識者委員会を開催して審査。なお、平成27年度は、ほぼ全ての会社で供給回復目標について政府が求める「24時間以内で平常時の1/2の供給能力の回復」を設定。 ・さらに、平成27年度からは、訓練の実効性についても審査対象とすることで、書面としてのBCPに加えて、各社の危機対応力についても審査し、これらを踏まえた格付け評価を行う。 | すとともに、訓練を通じて危機対応能力の維持・向上を図りつ つ、系列BCPに定められている供給回復目標や復旧体制等を実効 |
| | 災害時間 がいます がいます がいます がいます がいます かいます がいます かいます がいます がいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます かいます か | ・タンクローリーの長大・水底トンネル通行に係る規制について、国交省等関係省庁と検討。 ・「災害時石油供給連携計画」に基づく訓練を実施。 ・平成27年6~7月及び11月に、防衛省・自衛隊、総務省、東京都、NTT等が参加した「災害時石油供給連携計画」実施の図上及び給油実動訓練等を実施。 ・平成27年11月の「津波防災の日」関連の取り組みとして、が輸送機・平成27年11月の「津波防災の日」関連の取り組みとは燃料輸送訓・「災害時石油使上自衛隊東北方面隊の協力のもと燃料輸送訓・「災害時石油連盟と31都道府県14政府機関との間で重要施・「災害時石油連盟と31都道府県14政府機関との間で重要施の・平成27年4月1日付けで、石油精製・元売会社8社が災害対策基本法上の「指定公共機関」に指定。タンクローリーが緊急通行する際の手続き簡略化や、「中央防災無線棒」への変を通行する際の手続き簡略化や、「中央防災無線棒」への大き通行する際の手続き簡略化や、「中央防災無線棒」への大き通行する際の手続き簡略に対して、大き通行する際の手続きでは17年4月1日付けで、石油精製・ア中央防災無線棒」への大き通行する際の手続きでは17年2年1日付けで、「中央防災無線棒」への大き通行する際の手続き間略化や、「中央防災無線棒」への大き通行する際の手続き間略化や、「中央防災無線棒」への大き通行が、第一次に対して、大き締結の手において、大き締結の大き、第一次において、大き締結において、対害時において、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きにおいて、大きによいでは、大きに対した。「は、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きには、大きに | ・引き続き、防衛省・自衛隊の協力、都道府県のより多くの参加を得て、シナリオ非開示型も取り入れて、「災害時石油供給連携計画」の訓練を実施。 ・「災害時石油供給連携計画」の円滑な実施のため、全ての都道府県と石油連盟との間で覚書が早期に締結されるよう促す。 ・石油精製・元売会社と他の指定公共機関業種や指定行政機関との間で、災害対応にかかる連携を平時から強化するよう促す。 ・引き続き、災害時の燃料供給協定等の実効性を担保するため、自治体と石油組合が連携した防災訓練を支援していく。 ・災害対応ガイドラインの更なる周知や自治体と連携した防災訓練等の支援により、中核SSの災害対応能力の強化を図る。・自治体によっては中核SS数が十分とは言えない地域も存在するため、中核SSの追加整備を検討。 ・災害時に中核SSが十分機能するよう、元売各社に系列BCPの遵守を求めていく。 ・五油連盟やJA全農、自治体、石油商業組合等で効果的な連携を図るための方策について検討。 |

| | 緊急時の優先 供給・需要抑 制に関する考 え方 | ・国内災害時には、石油需給適正化法の発動を適時適切に実施する。需適法発動時の優先供給・需要抑制については、海外からの 供給途絶時と同様の考え方に基づいて対応。 | ・国内災害時には、引き続き石油需給適正化法に従い、適時適切な対応を行う。 ・大規模災害発生時についても引き続き避難所となり得る公共施設や病院や老人ホーム等の被災時に避難することが困難な者が多数生じる施設に対して優先供給を行う。 |
|------|--------------------------------------|---|---|
| LPガス | 的備蓄 | ・社会的重要インフラである政府庁舎や自治体庁舎、通信、放送、金融、拠点病院、学校等の施設や災害時に避難所となるような施設において、LPガスを貯蔵する災害対応型LPガスバルク等の導入を促して自衛的備蓄を充実させるべく、平成27年度予算により101カ所の施設に対して支援を実施。・公共施設へのLPガスバルク貯槽の導入を促進させるため、公共建築工事標準仕様書に「バルク貯槽」を新たな項目として追記するべく国土交通省と調整中。 | 貯槽等の設置に対する支援を行い、LPガスバルクによるエネルギーの自衛的備蓄を推進。 ・公共施設へのバルク貯槽の導入を促進させるべく、公共建築工事標準仕様書に「バルク貯槽」を明記し、各都道府県における標 |
| | 流の円滑化に 向けた、関係 省庁・自治体 との協力体制 | ・全国9地域毎に策定された「災害時石油ガス供給連携計画」に基づき、各地域毎で防災訓練を実施。訓練により抽出された課題について、各地域に設置されている「中核充塡所委員会」等を開催し、解決に向けて取り組んでいる。 ・特に、事業者間でのLPガスシリンダーの管理システムや情報システムの違いから他系列事業者との間で充塡や情報共有ができないという課題に対し、有事の際に充塡、情報共有が図れるシステムの導入に取り組んでいる。 | ・全国9地域毎に策定された「災害時石油ガス供給連携計画」に 基づきこれまでに実施してきた防災訓練で明らかになった、シリンダー管理システム、情報システムの他系列事業者との互換性の 違いからくる問題への対応を引き続き図り、災害時に安定的なLP ガスの供給ができるよう整備する。 |

| (2)供給 | インフラの耐 | 性強化(ハード対策) |
|-------|--|--|
| 石油 | 製油所・油槽 所の強靭化 (耐震対策、 耐液状化・側 方流動対策 等) | ・平成26年度補正予算(95億円の内数)及び平成27年度当初予算(115億円の内数)により、製油所等の設備の安全停止対策、入出荷設備の能力増強、耐震・液状化対策を実施。・非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶充填出荷設備)の導入を進めており、27年度末までには完了見込み。・強靭化の取組を前提として、各社が系列BCPにおいて「24時間以内に平時の1/2の供給能力回復」といった供給回復目標時間を設定していることを確認。・国家備蓄基地の地震等の対策工事は、平成27年度末までに15基地のうち4基地にて対応を終えるよう実施。 |
| | 中核SS等の 災害拠点整備 | ・経営安定化促進支援事業や地域エネルギー供給拠点整備事業等 において、意識と意欲のあるSSの経営基盤強化を支援。 |
| LPガス | LPガス輸入基 地の強靭化 | ・LPガス輸入基地における冷凍タンクの耐震性について、評価を 進めるとともに、補強の方法について対応方法の検討を進めてい る。 |

・引き続き、27年度補正予算(70億円の内数)及び28年度当初予 算(130億円の内数)の執行を通じて石油供給インフラの強靭化の取組を進めていき、31年度までに完了を目指す。

・石油サプライチェーンの最前線として対応を行うSSの経営基 盤強化のための方策を更に検討。

・引き続き、LPガス輸入基地における冷凍タンクの耐震性について、評価を進めるとともに、補強の方法について対応方法の検討 を進めている。

4. エネルギー供給を担う産業の事業基盤の再構築 (1)石油産業・LPガス産業の事業基盤強化

| <u> </u> | <u> 12年 - 73</u> | ハ圧木の子木を皿はし | |
|------------------|-----------------------|--|--|
| 石油精製· 元売業 | 今後進めるべきこと | ・高度化法「第2次判断基準」の運用等を通じた事業再編・設備 最適化の推進。 ・平成28年度政府予算案に高付加価値化や稼動信頼性向上等に向 けた支援事業を盛り込んでいる。 ・省エネ技術開発については、ニーズを踏まえ、自己熱再生技術 や低温排熱技術の開発可能性について、石油業界、エンジニアリ ングメーカー、機器メーカー、学識経験者等と検討。 ・ミャンマーのエネルギー大臣との会談等を通じて、同国におけ る石油製品の輸入・貯蔵・流通・販売事業に係る合弁パートナー 入札要件の緩和を要請。結果、日本の元売り企業が入札に参加で | て、引き続き定期的にフォローアップを行い、早急な対応を求める。 ・高付加価値化、稼働信頼性向上、若手研究者の育成等に向けた 支援を実施する。 ・省エネ技術開発については、自己熱再生技術や低温排熱技術の 開発にあたっての課題や今後の方向性を整理。 |
| L P ガス産 業(元売) | LPガス関係 機器の海外展 開 | ・東南アジアを中心とした新興国で、日本企業が東南アジアのLP ガス企業のM&Aに乗り出すなど、海外進出が進展。 | ・日本企業が東南アジア等、新興国でLPガス供給サービス事業に乗り出す足がかりとなる基礎的な情報を収集するため、海外におけるLPガス需給等の動向等を調査し、日本のLPガス産業の国際展開を促進していくことを検討。 |

| (2)地域の生活・経済 | Fを支える事業の維持・強化 | |
|---|--|---|
| 石油販売業を 巡る現状 | ・SSの稼ぐ力を高めるために「SS経営力強化検討委員会」を立ち上げ、定量的なデータを用いた実態把握分析を行い、個店・個社の対応策としてサプライチェーンの改善等について検討した。・元売とSS業界で、互いの適正なマージン確保に向けた協議を実施。 | ・「SS経営力強化検討委員会」では事業承継や、事業統合についても検討し、SSの優秀事例集、検討会報告書を作成する予定。 ・引き続き、元売とSS業界との協議を継続する。 |
| 地域コミュニテンを決定をはいる。地域コミュニンのでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の | ・地域にあける石油製品の安定供給の取組を支援するため、平成 27年3月に石油元売各社、JA全農及び石油小売事業者団体等に加 え、関係省庁(総務省、消防庁、国交省、まち・ひと・しごと創 上本部事務長)の参加ま得て「SS過疎酬対策投議会」を設置 | ・「SS経営力強化検討委員会」では事業承継や、事業統合についても検討し、SSの優秀事例集、検討会報告書を作成する予定。・平成27年度補正予算においても、引き続き、灯油の配送合理化に対する補助を行う予定。・引き続き、SS過疎地対策協議会を半年に一度継続して開催。・地域政策を担当する省庁(総務省、国交省、まち・ひと・しごと創生本部事務局)や危険物規制を担当する省庁(消防庁)、業界団体等と連携を図り、自治体向けのSS過疎地対応マニュアルを作成予定。・引き続き、SSの経営基盤強化に資する支援策を検討。 |

| | | | , · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|--------|---|---|--|
| 石油販売業 | S S 過疎問題 への対応と 島への支援 | | ・引き続き、年度末におけるSS過疎地のデータをとりまとめたSS立地情報等のデータを28年度中に開発。 ・道路距離に応じたSS過疎地を抽出し、すするSS過疎地の定義付けを検討しい地対策に応じたSS過疎地を抽出し、チすすることを検討しいが対策にいてする。 ・道路距離に応じたSS過疎地を抽出し、チすすることを検討しいが対策にいても検討しいが対策にいても対策を定め、すっ成28年度新たに、SSの統当を担当する名省庁、規制を対してが応いても対策を担当する名省庁、規制を対してが応いて、対域の政策を担当するなが、当ますが応じて、対域の政策を担当するなが、当ますが応じて、対域の政策を担当するなが、対域の対域を対して、対域の対域を対して、対域の対域を対域を対域が対域を対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対域が対 |
| | 災害時の燃料 安定供給の性料 い手たる市業 石油販で会 では 受注機の で が で が で が が が で が が で が が が が が が が | ・「平成27年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」が昨 年8月に閣議決定。中小石油販売業者に対する配慮が明記。 | ・国として、地方公共団体等と石油組合等が締結する災害協定に ついて把握するとともに、地方公共団体における取組状況につい てもフォローアップする。 |
| | 新たな課題へ の対応 | ・VOC規制について検討する環境省の「自動車排出ガス専門委員会」の作業委員会等にて、業界と環境省との意見調整を行った。 ・26年度補正予算の経営安定化促進支援事業において、ベーパー 回収設備を補助対象としており、間接的にではあるが、VOC規制 に係る設備導入に対して補助。 | ・引き続き「自動車排出ガス専門委員会」に参加。 ・27年度補正予算の石油製品安定供給体制整備事業においても、 ベーパー回収設備を補助対象とする予定。 |
| ii)LPガ | ガスシステム 改革を受けた 対応 | ・一部のLPガス販売事業者は、集中監視システムを活用した高齢者見守りサービス等の提供や電力小売事業への参入、電力会社との提携により電力とガスをセット販売するなどの新しいサービスの提供に取り組んでいる。 | 普及に向けて、FRP容器の利用に係る課題の洗い出しとその解決 方法等を検討するための実証事業を実施する予定。 |
| ス 販売業 | 保安規制・制 度の見直し | ・ガス事業法、液石法における保安規制に関しては、規制のスマート化を図り、法律間でのイコールフッティングに取り組んでいる。 | ・ガス事業法と液石法における規制のイコールフッティングだけでなく、都市ガス、LPガスそれぞれの公益特権の現状を調査し、LPガス販売事業者にとって真に必要な公益特権についてガス事業法とのイコールフッティングをはかる。 |

(3)公正かつ透明な市場形成

| <u> </u> | <u>- 70・275501/9 山</u> | -W 117 1% | |
|----------|---------------------------|--|--|
| | 系列取引・非 系列取引の現 状及び課題 | ・元売ヒアリングにおいて、系列向けと非系列向けの卸価格差や販売数量等を確認。 ・原油価格の下落傾向を踏まえ、元売各社の仕切価格に対する事後的な調整が行われていること等を踏まえ、平成27年度、透明性の高い価格指標を確立する方策を検討するため、委託調査を実施。 | ・元売ヒアリング等を通じ、系列向けと非系列向けの卸価格差や |
| 石油製品 | 石油製品流通 証明書の導入 | ・元売ヒアリングや商社ヒアリングを通じ、元売・商社の同証明書の取組状況を確認し、諏訪地域及び熊本市における石油流通実態調査の一環として同証明書の実態について調査を行った。・元売ヒアリングにおいて、同証明書を実効あるものとするためには商社の更なる協力が必要であると判明し、政府より商社に対して同証明書への取組に対する協力を依頼。・諏訪地域の実態調査において、販売者の認知度向上が必要であると判明したため、政府より、全石連に対する販売者への周知依頼を実施。 | ・引き続き、元売ヒアリングや地域における石油流通等の実態調 査を通じ、必要な対応策を検討する予定。 |
| | 方式のあり方 | 切価格決定の不透明さがあり、透明性の高い価格指標を確立する方策を検討するため委託調査を実施。 ・スポット市場の価格指標に関する透明性がを確保するため、業界団体と連携。業界団体からは、IOSCOのPRA原則の遵守状況に関する外部審査の公表を要請。 ・石油価格報告機関や業界団体と意見交換し、透明性の高い価格指標のあり方について議論。 | |
| | 元売と石油販 売業者の連 携・協力 | ・元売とSS業界との協議が、これまで10回開催。 ・成果として、「ガソリンスタンドにおける価格表示適正化ガイ ドライン」が両者の合意のもとで改訂。 | ・継続して協議を開催。 ・規模が小さく元売との価格交渉力のないSSにおいて、複数の企 業での協業化等の検討を開始。 |
| | LPガス販売の 現状及び課題 | | ・LPガスが消費者からの信頼を得て選択されるエネルギーとなり、「最後の砦」としての位置づけを維持するために、LPガス小売価格の透明化を推進。具体的には、標準的料金メニューの公表の促進、LPガス販売契約締結時の料金等の説明の徹底、LPガス販売契約締結後の料金請求や料金値上げの透明性の確保等を行う。 |

| LPガス LPガス販売 | ・LPガス業界は小売価格の透明性向上及び取引の適正化を図る観点から、平成27年3月に改定された「LPガス販売指針」を全国LP ボス協会、ほぼ全ての都道府県LPガス協会のホームページに掲載 |
|-------------|---|
| 格の透明† 向上 | 載。 ・全ての都道府県LPガス協会のホームページにおいて、石油ガス 価格調査結果を公表。 ・料金設定の考え方を含めた料金の透明性の確保・向上を早急に 行うべくWGを設置し、対策を検討しているところ。 |

石炭政策

2. 安価で安定的な供給の確保

(1)調達先国の多角化等の検討

| | 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1 | |
|-----------------------|---|--|
| 調達先国の多角化 | ・調達先国からの安定供給確保を図り、さらに多角化を検討する | |
| | ため、北米、ロシア、コロンビア、モザンビーク、モンゴル等と | の安定供給に向けた議論を行う。 |
| | の政府間レベルの対話を実施。 | ┃・調達先の多角化を引き続き検討するため、その他産炭国との政 |
| | しているの国々の他に将来的な調達先国の多角化の可能性についる。 | 府間レベルでの対話を進め、民間企業の取引の可能性を拡大すべ |
| | ても我が国企業と議論を行った。 | く、環境整備を行っていく。 |
| 一般炭の調達コスト削減に 向けた取組 | ┃・電力会社を含む我が国企業からのヒアリングを通じ、石炭調達 | - ・引き続き、電力会社を含む我が国企業との意見交換を継続し、 |
| | における各社の対応状況や今後の戦略等について聴取・意見交換 | 一今後の石炭調達に当たっての安定的かつコスト削減実現に向けた |
| | を行った。 | |
| | ┃・これらの情報を元に石炭上流政策の検討を行い、今後の石炭調 | 石灰工川政界の万円住を検討。 ・ヒアリングを踏まえて、二国間対話やリスクマネー供給のため |
| | 達に当たってのコスト削減実現に向けた検討をするとともに、 | ・ヒアリングを踏まれて、二国間対話やリスクマネー供品のため の更なる支援についても検討。 |
| | ユーザー別・炭種別の課題を明らかにすることに着手。 | の更なる文法についても快削。 |
| 援と権益の確保 | ・産炭国における我が国企業が行う探鉱活動等を支援すると共 | |
| | に、我が国企業の権益確保等を支援するJOGMECによる事業を実 | ・JOGMECによる権益取得のための支援を引き続き継続するととも |
| | 施。これら事業が効果的に我が国企業の権益取得等に役立ってい | に、事業の評価を行い、効果的な事業のあり方等を検討。 |
| | るか等を検証するため、事業の評価を行った。さらに、本事業を | ・ヒアリングを踏まえて、二国間対話やリスクマネー供給のため |
| | 継続するため、平成28年度のJOGMEC交付金及び探鉱出資費用の予 | の更なる支援についても検討を進めていく。 |
| | 算要求を行った。 | |

(2) 低品位炭の利用拡大の技術開発

・低品位炭の利用拡大に向け、低品位炭利用に関する技術開発・ 調査を実施するため、平成27年12月にクリーンコール技術開発事 業において平成28年度予算案額8億円を計上。

・今後も引き続き、クリーンコール技術開発の適切な執行を行 い、低品位炭の利用拡大に向けた技術の導入を図っていく。

3. 環境に配慮した石炭利用の推進

(1) 石炭火力の高効率化、低炭素化の推進

| (1)石灰火力の高効学化、低灰糸化の推進 | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|
| 石炭火力の高効率化の促進 | も 羽矢 電气車業低岸事社会协議会が終史! 仕組むやリニリ | また、既設の発電設備について、発電事業者単位で、エネル ギーミックスで想定する発電実績の効率の基準を満たすことを求 | | |
| 次世代火力発電技術の開発 加速 | ・平成27年7月に、火力発電の高効率化を実現するため、官民協議会での議論の結果を踏まえた「次世代火力発電に係る技術ロードマップ」を策定。 ・技術開発を加速するため、次世代火力発電等技術開発事業を創設し、同年12月に平成28年度予算案額120億円を計上。 | ・策定した技術ロードマップを基に、2025年頃までにガスタービン燃料電池複合発電(GTFC)や石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)等の次世代火力発電技術を段階的に確立。 ・平成28年春に作成予定の「エネルギー革新戦略」に次世代火力発電技術の開発を反映。 | | |
| バイオマス混焼 | ・平成27年度中に微粉炭火力発電におけるバイオマス混焼の利用 拡大に向けた調査を開始すべく、検討を進めている。 | ・平成28年度中に調査を終了し、対応すべき課題についての検討 を進める。 | | |

(2) CO2分離・回収・有効利用の技術開発

・平成27年7月に策定した「次世代火力発電に係る技術ロード マップ」において、CCUSの利用推進に関する方針をとりまとめ た。 ・これに基づき、CO2分離回収・利用技術開発を推進するため、 次世代火力発電等技術開発事業を創設し、同年12月に平成28年度 予算案額120億円を計上。

・引き続き、策定した技術ロードマップを基に、2030年以降を見 据えた取組として、CCUS技術を確立し、実用化を目指す。

4. 日本の低炭素技術の海外展開

<mark>(1)新興国等における高効率石炭火力導入による地球規模の環境負荷軽減への貢献</mark>

・平成27年11月、OECDにおける輸出信用の取扱いに関する議論に おいて、高効率石炭火力への公的金融支援を継続する内容で合

・高効率石炭火力技術等の我が国の石炭利用技術は、石炭利用の 増加が見込まれるアジアを中心に、我が国が貢献できる重要な分 野であり、引き続き、二国間での政策対話や国際セミナーの開催 等を通じて協力を進める。

<u>(2)高効率石炭火力の海外展開の普及・促進</u>

・インドやインドネシア等のアジア新興国との二国間でのエネル ギーに関する政策対話等の枠組みを活用。セミナーの開催、専門 家交流、個別案件形成支援等を実施。

・引き続き、アジアの新興国を中心に、各国の情報収集に努めつ つ、技術セミナーの開催、専門家交流、個別案件の推進により我 が国の火力発電技術の普及・展開を図る。

鉱物資源政策

1. 鉱物資源に関する現状

・鉱種ごとの実態把握の一環として、過去の歴史、各種統計デー タに加えて、鉱山会社、素材メーカー、エンドユーザー等の関係 |企業との意見交換等を通じて供給サイドと需要サイドから鉱種毎 |クに応じた対応策の拡充を検討。 |のリスク分析を実施。

・引き続き、鉱種毎のリスク分析を実施しつつ、それぞれのリス

2. 鉱種ごとの実態を踏まえた戦略的な安定供給確保策の構築

| (2)戦略的な供給確保策の再構築 | | | | |
|--|--------------------------------------|--|--|--|
| ライチェー 要に応じた! | 需給構造(サプ ン)分析と、必 戦略的な安定供 ὰ確保 | ・鉱種ごとの実態把握の一環として、2015年度に鉱物資源分野におけるセキュリティインデックス調査事業を立ち上げ、供給安定性の定量評価手法について検討。 ・平成27年9月、JOGMECがジンバブエとリモートセンシング協力に関するMOUを締結し、協力関係を強化。 ・平成27年10月、ボツワナにおいて探査・環境セミナーを実施。・平成28年度税制改正要望において、減耗控除制度の延長・拡充要望、海外投資等損失準備金制度の延長要望を行い、減耗控除制度の準備金の据置期間の拡充や役員派遣要件緩和等の上、適用期限を延長。 ・JOGMECによるリスクマネー供給については、平成27年度は事業規模で326億円の予算を計上するとともに、新たにリン・カリウムの鉱種追加など、制度を拡充。 ・平成27年度は、探鉱出資1件、探鉱融資1件を実施。・平成27年度は、探鉱出資1件、探鉱融資1件を実施・平成28年1月時点で、JV調査16か国24プロジェクトを実施中。 | | |
| 資ナ再化 源リ興に 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 東京 | 中国のレア アース等輸出 規制に関する 対応 | ・JOGMECが平成22年度の資産買収出資案件として採択した豪州・マレーシアのライナスプロジェクトについては、平成26年度に本格生産に至り、我が国のレアアースの需要の一定程度をカバー。 | ・引き続き、他鉱種と同様、レアアースについてもリスクマネー 供給等の支援策を継続。 | |
| | イントネンア、フィリピン学の体業は | ・インドネシアの新鉱業法については、WTO協定違反に当たるとの認識の下、ジョコ新政権の下において二国間協議を再開したが、未だ解決が図られていない。 ・フィリピンの鉱業法改正案については、在外公館の協力を得ながらフィリピン側へ懸念を伝達。 ・平成27年度の調査事業にて、過去50年間の鉱業政策等を調査・分析し、インドネシアやフィリピン等に対して具体的な政策提言を行うための基礎情報を収集。 | ・インドネシア新鉱業法については、改めてWTO協議要請・提訴や他の消費国との連携を活用しつつ、未加工鉱石輸出禁止措置の是正を求めていく。 ・フィリピンの鉱業法改正案については、フィリピン環境天然資源省との間で、長期的に安定した投資環境の重要性を確認し課題解決のための協議の場の設置を含む鉱業分野に関する覚書を締結すべく調整中。 | |
| 国内海洋鉱物資源開発への 継続的な取組 | | ・資源量調査については、伊是名海穴Hakureiサイトの「白嶺」の船上設置型掘削装置を使用したボーリング作業を終了させた。また、「野甫サイト」及び「ごんどうサイト」について、ボーリングによる概略資源量の把握を開始した。・長時間の連続運転の実現については、2014年度に24時間連続運転を達成。ソナーの改造、掘削ビットの改良により掘削効率の向上に努めている。・海洋鉱物資源開発係るオールジャパン体制を構築すべく、2015年度に2017年度のパイロット試験を実施する「採鉱・揚鉱パイロット試験受託コンソーシアム」が採択された。・レアアースを含む海底堆積物(泥)については、2015年度に調査航海と揚泥試験(エアリフト試験)を実施した。・ハワイ沖のマンガン団塊の鉱区申請については、2015年12月延長申請の提出済み。また、諸外国との連携による調査の実施についてまた。フランスとの協力について事業者間に議論の | ・資源量調査については、伊是名海穴Hakureiサイトの鉱量計算を行い、資源量を2015年度内に算出する。また、野甫サイト、ごんどうサイトの資源量把握のための掘削調査を継続するとともに、新規鉱床の発見に向けた取組を継続する。・長時間の連続運転の実現については、2017年度の実海域でのパイロット試験に向けた機器の改良を行う。・構築したコンソーシアムを中心に、パイロット試験実施に向けた開発調査や機器の製造・調達を行う。・レアアースを含む海底堆積物(泥)については、ポテンシャル評価のための報告書を2015年度内にをまとめ、2016年度以降の取組方針を検討する。・ハワイ沖のマンガン団塊の鉱区における探査契約の延長については、2016年7月の国際海底機構(ISA)理事会で議論される予定。・環境対応を含めた法制度への対応については、海洋鉱物資源開 | |

3. 鉱物資源の安定供給を担う非鉄製錬事業者の事業環境の整備

(1)精鉱中の不純物増加等への対応

・2015年度は、原材料中の不純物低減技術について、大学等で基 礎研究を実施。

・環境対応を含めた法制度への対応については、2014年度に

JOGMECの委託事業により適用法令を整理した。

・現在取り組んでいる基礎研究を平成28年度まで継続し、その研 究成果を踏まえ、平成29年度以降に実証研究等の実施を予定。

・環境対応を含めた法制度への対応については、海洋鉱物資源開

発の状況を踏まえながら検討を行う。

(2)資源分野における規制の強化への対応

「水銀含有再生資源」が適切に管理されるよう関係者と調整す るとともに、実態面で過度な規制とならないよう環境省等と調整 し、平成27年12月に 「水銀含有再生資源の管理に関する命令」 を定めた。

・厚労省の措置検討会において、三酸化二アンチモンの製造等に 必要な措置について検討されており、実態と乖離した過度な規制 とならないよう、調整しているところ。 ・平成27年、調査事業により、国内外の非鉄製錬業における環境

・三酸化二アンチモンの製造等に必要な措置については、委員に よる現地調査等も踏まえ、実態と乖離した過度な規制にならない よう、厚労省等と調整していく。

・平成27年度の調査結果を踏まえつつ、引き続き、我が国非鉄製 錬事業者が持つ強みである環境に係る技術や取組など、国際競争 力強化に関する調査等を実施。

(3)電力価格の高騰への対応

・平成25年度より技術開発事業を実施中。平成27年度は、前年ま での基礎研究の結果を踏まえ、実証試験を行い、アノードのCu品 位、不動態化の抑制時間の向上を目指している。

・平成28年度の事業終了時までに、低品位粗銅アノードから純度 の高い電気銅を製造できる銅電解精製プロセスを確立し、使用電 力削減を実証

(4)人材育成・確保

・大学、国際資源開発研修センター等における民間事業者による 寄付講座に対して、講演等の協力を行った。

・平成28年11月に神戸で開催予定の「Copper2016」への支援や人 材育成を視野に入れた鉱山開発プロジェクトの支援策について は、引き続き検討。

第四章 エネルギーリスク評価指標(セキュリティインデックス)

対策状況に関する基礎調査を開始。

・シーレーンリスクに関するセキュリティインデックスの策定を 輸出国の輸出安定性、紛争リスク、チョークポイント等の観点か ら行い、各国の比較や燃料種毎の比較が可能。 ・シーレーンリスクが顕在化した際の経済的な損失の額につい て、調査を行っており、この結果も踏まえて、指標を精緻化。 マーケットによる代替供給が、セキュリティインデックスにど

・リスク顕在化時の損失の定量調査、マーケット代替性に関する 定量調査を踏まえ、セキュリティインデックスをより現実に即し た精緻なものとしていく。

エネルギーリスク評価指標 の国際的議論での活用

のような影響を与えるのかを調査。 ・平成28年3月にWEF・エネ研が主宰する各国のエネルギーセキュ リティに関する指標の研究会に参加。

・各機関の調査結果や専門家からの意見を踏まえ、セキュリティ インデックスをより現実に則した精緻なものとしていく。